

令和6年度 広報すずか「ひろげよう人権尊重の輪」コラム一覧

【4月5日号】教育指導課、教育支援課、人権政策課

ひろげよう
人権尊重の輪

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

教育指導課 ☎382-9028 ☎383-7878 ✉koyoikushido@city.suzuka.lg.jp
 教育支援課 ☎382-9055 ☎382-9053 ✉koyoikushien@city.suzuka.lg.jp
 人権政策課 ☎382-9011 ☎382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

「キッチンで食事の準備をする人」、「育児休暇を取得している人」、「消防士になる夢を持っている子ども」と聞いて、どんな性別を思い浮かべるでしょうか。また、血液型から「きっとこんな性格だろう」と想像したことはないでしょうか。何かを見たり、聞いたり、感じたりしたときに、無意識に「こうだ」と思い込んだ経験はありませんか。

このように、今までの経験や見聞きしたことに影響を受けて、自分でも気付かないうちに持つようになった物事の見方や考え方の偏りを、「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」と言います。この無意識の思い込みは、日常において誰にでも起こり得ることですが、本人も知らないうちに、「普通はそうだよ」、「どうせ無理」などの決め

つけや、「こうあるべきだ」、「そんなはずはない」などの押しつけにつながることもあります。その結果、自分の物事の見方や考え方を狭めてしまうだけでなく、相手の考えを縛ったり、活動意欲を奪ったりすることになりかねません。自分の経験や価値観だけで、決めつけや押しつけをしていないか、相手の気持ちを考えているか、日々の生活の中で、「立ち止まって考えること」が大切です。

まずは、自分の中に潜む無意識の思い込みに「気付く」ことから始めてみませんか。人権が尊重される社会の実現を目指して、思いやり、心掛けにとどまるのではなく、自分の人権を守り、他者の人権も守るための行動をしましょう。

2024・4・5 19

【5月5日号】子ども政策課、人権政策課

ひろげよう
人権尊重の輪

子どもの権利条約

子ども政策課 ☎382-7661 ☎382-9054 ✉kodomoseisaku@city.suzuka.lg.jp
 人権政策課 ☎382-9011 ☎382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

「子どもの権利条約」とも呼ばれる「児童の権利に関する条約」は、1989年11月に国際連合の総会において採択、日本も1994年から締約国となり、2023年時点で、196の国と地域で締結されています。

この条約は子どもたちに関する権利を保障し、未来ある子どもたちを守るために、世界の国々が決めた約束です。基本的な考え方は、大きく分けて次の4つで表されます。

- 差別の禁止(差別のないこと)
- 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
- 生命、生存および発達に対する権利(命を守られ成長できること)
- 子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

これらはそれぞれ、条文に書かれている権利であり、あらゆる子どもの権利の実現を考える際の大切な「原則」とされています。

また、これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

本市では、本条約の趣旨を踏まえ、現在、子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益が守られ、子どもの意見が尊重される社会の実現を目指して、「鈴鹿市子ども条例(仮称)」の制定に取り組んでいます。そして、今後も引き続き、子どもが地域社会の一員として尊重され、安心して健やかに育つことができるよう、地域みんなで子どもにやさしい社会づくりを進めていきます。

2024.5.5 19

【6月5日号】男女共同参画課、人権政策課

ひろげよう 人権尊重の輪

男女共同参画週間

男女共同参画課 ☎381-3113 📠381-3119 ✉danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp
人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」が平成11年6月23日に公布・施行されました。これを踏まえ、国では毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定めています。

本週間のキャッチフレーズを毎年1月から2月に募集しており、令和6年度は「男女ともに自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会」をテーマに募集しました。

その結果、応募総数2,348点の中から“だれもがどれも選べる社会に”がキャッチフレーズに

選ばれました。

男女共同参画社会とは堅苦しいことではなく、男性も女性も性別に関係なく意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会のことです。仕事・家庭・地域といった生活の中で、個性と多様性を尊重し、誰もが希望を実現できる社会を実現していくためにも、年齢・性別・職業・障がいの有無によらず一人一人がより良い未来について考え、行動し、互いに協力しましょう。



2024.6.5 19

【7月5日号】人権政策課

ひろげよう 人権尊重の輪

核兵器と戦争のない世界を目指して

人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

本市は、昭和60年に「非核平和都市宣言」を行い、宣言の趣旨に基づいて、核兵器も戦争もない平和な世界を実現するため、「平和への祈り展」を毎年開催しています。展示される原爆に関するパネル、戦時中の写真や資料からは、原爆の悲惨さや平和の尊さが伝わってきます。

今年は、これらの展示に加え、絵本作家の葉祥明さんの複製原画の展示を行います。白いうさぎのサニーちゃんが世界を駆け巡り、対人地雷についての実態を伝え、地球上からなくそうと全世界の幅広い年代の方に訴えかける「地雷ではなく花をください」をはじめ、平和に思いを馳せた数々の作品の複製原画を展示します。

世界各地で続く武力紛争が長期化する中、残った地雷などの爆発物による民間人への被

害が大きな問題となっています。戦争が終わって平和な世界になっても、半永久的に被害をもたらす非人道的な武器である地雷の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の尊さを1人でも多くの方に感じていただく機会になればと思います。

あらためて一人一人が平和とは何かを考え、核兵器と戦争のない世界を目指しましょう。

2024平和への祈り展
葉祥明複製原画展 ～平和への希求～
と き

8月3日(土) 10時～18時

4日(日) 10時～17時

と ころ

イオンモール鈴鹿2階

イオンホール

(庄野羽山4-1-2)



2024.7.5 27

【8月5日号】教育支援課、人権政策課

人権尊重のまちづくり

教育支援課 ☎382-9055 📠382-9053 ✉kyoikushien@city.suzuka.lg.jp
 人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

現在、学校は夏休み中です。夏休みの間は、市内小中学校の全ての先生は、差別を解消するための教職員の責務を自覚し、今一度、人権問題に関する正しい知識と認識を確かなものとし、教育現場での実践力を高めるため、研修会や学習会に参加し、自己研鑽に努めています。

また、各中学校区で9年間の人権教育カリキュラムを作成し、子どもの発達段階や実態に応じて、系統的な人権教育に積極的に取り組んでいます。

具体的には、いじめや差別など人権尊重に反するような出来事に対して、子どもたち自身が、「おかしい」と思う感性を育てたり、人権問題を自ら解消しようとする実際の行動につながる意欲や態度、技能を育んだりしています。

一方で、子どもたちの人権感覚や行動力を育むには、学校だけではなく、家庭や地域の大人も、社会の中にあるさまざまな人権問題について正しい知識や認識を持ち、自分に関わる問題として、その解消に向けて意欲や態度、行動を示すことが大切です。

このように、学校・家庭・地域が一体となって人権問題に取り組むことで、一人一人の個性や多様な価値観、生き方などを尊重することができ、差別や偏見のない人権尊重のまちづくりが可能となります。鈴鹿市まちづくり基本条例がめざす「みんなで協働して、活力のある、住みよい鈴鹿市」の実現に向け、人権が尊重されるまちづくりを目指していきましょう。

2024.8.5 19

【9月5日号】市民対話課、人権政策課

多文化共生社会の実現に向けて ～「やさしい日本語」で“住みやすいまち”に～

市民対話課 ☎382-9058 📠382-7660 ✉shimintaiwa@city.suzuka.lg.jp
 人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

本市の外国人人口は、令和6年7月末で1万163人であり、市民の約20人に1人が外国人です。このような中、本市では「互いの文化的ちがいを認め合い、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくり」を目指し、3月に「鈴鹿市多文化共生推進計画」を策定しました。

この計画の一環として、多言語電子広報「City Guide Amigo Suzuka」やFacebookによる多言語での情報発信、通訳職員や通訳タブレットによる窓口での多言語対応など、外国人市民が的確に情報を得られるようさまざまな取り組みを進めています。

さらに、外国人市民に対して情報を伝える方法として「やさしい日本語」の活用にも取り組んでいます。「やさしい日本語」とは、文法や言葉を簡単に分かりやすくした日本語で、日本語を学

び始めた外国人とのコミュニケーションに適しています。

日本に住む多くの外国人が「やさしい日本語」を理解できる一方、「やさしい日本語」を知っている日本人は約30%といわれています。

外国人市民は地域を支え生活を送る仲間であり、「やさしい日本語」を使えば多くのことを理解し合えます。日本人市民と外国人市民のそれぞれにとって「#最高に住みやすいまち鈴鹿」となるよう、「やさしい日本語」を積極的に活用してみましよう。

Instagram
「やさしいにほんご
すずか【公式】」
※9月2日配信開始

WASASHI SUZUKA OFFICIAL

2024.9.5 19

【10月5日号】教育政策課、教育支援課、人権政策課

ひがやう 人権尊重の輪

バリアフリーと学校施設

教育政策課 ☎382-9049 📠383-7878 ✉koyoikuseisaku@city.suzuka.lg.jp
 教育支援課 ☎382-9055 📠382-9053 ✉koyoikushien@city.suzuka.lg.jp
 人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

平成31年に全面施行された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」には、「障がいの『社会モデル』」の考え方が反映されています。

「社会モデル」とは、障がいのある人が日常生活などで受ける制限は、個人の障がいによって生じるものではなく、社会におけるさまざまなバリア(社会的障壁)との相互作用によって生じるものであるという考え方です。例えば、車いすを使用している人が建物を利用しづらいと感じるのは、体の機能障がいの原因ではなく、段差があったり、エレベーターがなかったりするといった建物などの状況(社会の側)に原因があると考える考え方です。また、令和3年に「高齢者、障

害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正法が施行され、一定規模以上の公立小・中学校の新築や増築などをする際に、バリアフリー基準への適合が義務づけられました。

本市は、この法律改正以前から、校舎の新築時にエレベーターを設置したり、既存施設に階段昇降機やスロープを取り付けたりするなど、施設のバリアフリー化を進めてきました。令和6年8月に完成した白子中学校西館校舎には、エレベーターや車いす使用者用トイレなどを設置しました。今後も、全ての児童生徒が生き生きと安心して学習や生活ができる学校施設の実現に向けて取り組んでいきます。

2024.10.5 27

【11月5日号】人権政策課、教育支援課

ひがやう 人権尊重の輪

じんけんフェスタinすずか ～みんなで考えよう！子どもの人権～

人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp
 教育支援課 ☎382-9055 📠382-9053 ✉koyoikushien@city.suzuka.lg.jp

本市は、平成5年に宣言した「人権尊重都市宣言」の趣旨に基づき、明るく住みよい社会の実現を目指して、人権意識の高揚、反差別意識を醸成することや、あらゆる人権問題の解決に向け、市民が正しい知識と理解を深めるため、「じんけんフェスタinすずか」を開催します。11回目の今年は「子どもの人権」をテーマに、12月14日(土)・15日(日)の2日間、文化会館でさまざまな催しを行います。

14日(土)の講演会では、声優・歌手としても活躍されている佐久間レイさんを講師に迎え、生き方や子育て、心のケアというテーマだけではなく、いじめ問題など、子育てを通じて考える子どもの人権について、講演いた



佐久間レイさん

きます。

15日(日)は、個性の違いを認め合うことの大切さを学ぶ作品として、映画「それいけ!アンパンマン ばいきんまんといぼんのルルン」を上映します。

このほか、市内福祉事業所の野菜やフード販売、キッチンカーでの販売、鈴鹿警察署による交通安全啓発のほか、小・中学生の人権ポスター代表作品や市内企業、各団体の人権に関連する活動内容を紹介するパネルなどの展示を行います。

ぜひイベントに参加し、この機会に改めて人権とは何かをみんなで考え、一人一人が個性ある人格を持ったかけがえのない存在として尊重され、自分らしく生き生きと生活できる地域社会を実現しましょう。

※詳しくは、広報すずか10月20日号5ページをご覧ください。

2024.11.5 19

【12月5日号】特集号 人権政策課



The cover of the Suzuka magazine features a photograph of a young child wearing white gloves and holding up a large sweet potato with both hands. The child is smiling and looking at the camera. The background shows a modern building with large windows and a clear blue sky.

SUZUKA

広報すずか

令和6年(2024年)

12/5

No.1665

特集

みんなで考えよう！
子どもの人権

表紙写真

10月12日に市人権教育センターで行われた「キラキラ子ども村」のサツマイモ収穫祭。
みんなでわいわい楽しみながら、たくさん収穫できました。

P6 情報館1 マイナ救急

P7 情報館2 福祉医療費助成制度

P8 情報館3 年末年始の業務案内

P10 情報館4 まなベル 特別講座

P11 情報館5 障害者週間

P12 こちらすずか情報局

P13 お知らせ・催し物



The illustration shows a blue rabbit character with large ears, wearing a white shirt and a yellow bow tie. It is holding a carrot in its right hand. The character is standing on a small patch of ground.



The logo features a stylized blue rabbit character next to the text 'さあ、鈴鹿。' (Suzuka). Below the text is a small circular emblem with a rabbit face.



河曲保育所 人権教室

河曲保育所で行われた、人権擁護委員による人権教室。読み聞かせやパネルシアターなどを通して、子どもたちは、仲間を大切にすることや、命の大切さについて学んでいます。

令 和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されました。同じ年に、全ての子どもや若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すための「こども大綱」が策定されました。

しかし、いじめや体罰、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性被害など、子どもに対する人権侵

害が後を絶ちません。

子どもが一人の人間として尊重されるためには、社会全体に対する啓発はもちろん、子どもたち自身にも、自分がいかに大切な存在であるかを理解してもらい、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることの重要性を伝えていかなければなりません。

今回の特集は、幼少期から人権啓発に触れることの大切さを伝えます。

アンケートから見る人権啓発の重要性

市が開催する人権啓発イベント参加者の声をまとめました。

すべてが当たり前ではない。一つ一つを大切にというところがとてもよかったです。
小学生以下



人権は人の生まれながらの権利で、それをちゃんと気をつけないといけないことがよく分かりました。
小学生以下

人権についての問題は知っていましたが、取り組みなどは自発的に調べなければ知る機会が無かったので良い機会になりました。
高校生



無関心も差別かもしれないというポスターを見て、正しい知識を得て、自分にできることを考えようと思いました。
高校生

とても分かりやすく楽しい時間となり、子どもと人権について話し合うことができて良かったです。
40代



幼児がどのくらい理解しているのか見当もつかないが、子どもなりに「見た」記憶が残るだけでも意味のあるものだと思います。
60代



成長に応じてできることを学ぶ

小さいころから少しずつ人権教育を取り入れることが、将来的に人権感覚を身に付けることにつながります。成長の段階に応じて、できることを取り入れてみましょう。

幼児期

自然に触れる機会を持つことや、読み聞かせなどを通して、命の大切さを学び、他者だけでなく自分自身の大切さを伝えます。人権という意味が分からなくても、他者理解のきっかけをつくります。



小学生期

「仲間の思いを受け止め合う学習」や「障がい者・外国人の人権、部落問題学習など個別的な人権問題」を通して、さまざまな人と出会い、日常の自分の考え方や行動を振り返ります。



中学生期

差別をなくす活動をしている人たちとの出会い学習などで個別的な人権問題などをさらに深めながら、社会にある人権問題の不合理を見抜き、問題点を話し合い、差別をなくすための実践行動力を高めます。



さまざまな立場の人との関わりを通して

市人権教育センターで年4回ほど行われる「キラキラこども村」では、市内在住の子どもたちや「共生交流ひろば」の利用者が、一緒に創作体験や集団遊びなどの活動を行い、主体性を育みながら、仲間とつながることの喜びを感じ「共生」を学んでいます。

▶ 共生交流ひろばって？

障がいの有無や国籍にかかわらず、いろいろな背景をもつ子どもたちが、遊びや創作活動を通して交流をしています。



1人で悩まず相談を

「いじめられている」「インターネット上のトラブルに巻き込まれた」など、学校や家族のことなどで悩みがあったら抱え込まずに相談してください。

法務局こどもの人権110番

☎0120-007-110

月曜日～金曜日
8時30分～17時15分

こどもの人権SOSミニレター

電話での相談が難しい場合は、5月から7月までの間に小・中学校で配られるミニレターを使って相談内容を書いて送ると、返事が送られます。

幼少期から人権教育や人権啓発に触れることが、豊かな人権感覚を育むことにつながります。

市は、年間を通して人権に関するさまざまなイベントを実施しています。人権について考えるきっかけになりますので、ぜひ、親子で参加してください。

人権政策課

課長 谷本 吉隆



子どもたちの人権作文

学校で人権について学んだ児童・生徒の皆さん。自らの経験をもとに記した「人権に関する作文」について、代表作品をご紹介します。

ひさびさの桜島小学校

桜島小学校3年 ラディカ アディヤタマさん



ぼくは、桜島小学校から2年生のときに引っ越しをし、のおかげで入ることができて、インドネシアにすんでいました。だけど、日本にもう一すこうれしかったし、安心する度までどってきて桜島小学校に通うことになりました。また、ことができました。みんなとひさびさに会ってもあいさと同じ場所でべんきょうすることになったけど、教室のドアをつしてくれたし、ぼくのことをおぼえていてくれました。の前に立つと、なかなか入ることができませんでした。じゅぎょうでは、少しわからない言葉があったとき、とななぜ入れなかったかという、ひさしぶりにみんなと会うりのBさんが、「この言葉はこういう意味だよ」と、わかりのがはずかしかったからです。



そのとき、Aさんが言った、「どうしたの」という言葉がわすれられませんでした。ぼくが、「はずかしいから入れない」と言うと、Aさんは「いっしょに入ろう」と、言ってくれました。そ

うやく教えてくれました。そのおかげで、楽しくじゅぎょうがうけられました。ぼくは、ちよっとずつ日本語がわかってきたけど、ぼくのまわりには言葉でこまっている子がいます。自分がゆう気をもらったみたい、にその子たちがこまっていたらゆう気が出る言葉をかけたり、そうだんにのったりできるような人になっていきます。

目には見えなくても

稲生小学校5年 藤崎 里唯さん



私は、8人家族です。そのうち2人が、障がい者手帳を持っています。一人は祖父です。14年前、48歳のときに脳出血でたおれ、その影きょうで、右手は全く動かず、うまく話すことができません。歩く時は右足にそう具をつけていますが、冬は長ズボンをはくので、見た目には気づかれないこともよくあります。買い物に行った時、障がい者スペースに車を停めると、「ここは障がい者スペースやで」と言われ、上から下までじろじろ見られて、とてもいやな思いをしたこともありました。

もう一人は、一番上の姉です。見た目は、私たちと変わりません。発達障がいがあり、周りの人とうまくコミュニケーションがとれなかったり、こだわりが強く、私たちには簡単にできることも、できないことがあったりします。会話をしていると、何が言いたいのかわからなくて、腹が立つこともあります。そんな時は、母が姉の伝えたいことを通訳してくれます。頼まれたことがたくさんある

と覚えられないようですが、生き物の種類や持ちように関する記憶力は、びっくりするくらいです。母は、私や兄、もう一人の姉に「お姉ちゃんを助けてあげてね」と言います。姉が困っていたら、もちろん助けています。「障がい者」と一言に言っても、生まれつきの人もいれば、ある日突然、障がい者になってしまうこともあります。また、私の祖父や姉のように、見た目だけではなく、なかなか分からないこともあります。だから、見た目で判断するのではなく、「もしかして」「何か困ったことがあるのかな」と想像力をはたらかせ、声をかけることが大事なのです。



私のクラスでは、勉強が分からないことがあったり、何か困ったことがあったりすると、みんなで助け合って解決しています。それは、障がいがあ

るとかないとかに関係ありません。自分たちの近くに、悪い友だちがいたら、一緒に保健室まで付きそいます。困ったり、助けが必要だったりする人がいるから、協力 障がい者だから困ることがあるではありません。しているのです。私は算数が苦手ですが、授業中に分 誰にだってあることです。大切なのは、その困ったことにならないことがあると、ペアやグループの友だちが、ヒ 気づき、寄りそう心と行動力をもつことです。私は、これントをくれたり、ていねいに教えてくれたりします。私もからも困っている人の力になれるよう、「もしかして」と泣いている友だちがいたら放っておかないし、体調が 想像力をはたらかせ、行動していきます。

見た目って大切?

創徳中学校1年 やまもと ゆうた 山本 悠太さん



ぼくは背が低いです。そのことをからかわれることが よくあります。普段は気にしないようにしていますが、あ まれ育ってこなかったことをとてまりにしつこかったり、悪意のある言い方にはいくらぼく も残念に思っていました。日本に帰ってきて友達が少でも傷ついてしまうことがあります。身長はぼくの力で なかった頃、あの子とあの子は幼馴染だとか、保育園や幼稚園からの友達だと聞くとうらやましく思う気持ち

ぼくは4年前まで、お父さんの仕事の関係でベトナム・モロッコ・フィリピンに住んでいました。ぼくが住んで てきたんだと気づくことができました。

いたところには日本人学校がなかったので、ぼくはずっ 少し前にぼくはテレビを観ていて、普段使っている言とインターナショナルスクールに通っていました。通って葉の中で相手を傷つけてしまったり差別的な意味をいた学校には、どの国でもいろいろな国籍の子がいま 持つことがあるということを知りました。それは、「ハーフ」という言葉です。お父さんとお母さんの国籍が違うや目の色、体格、肌の色、言語、宗教、文化が違うのは 時、その友達のことをぼくも「ハーフ」と呼んでいるとき当たり前のことでした。だからぼくもそれが当たり前の がありました。でも、それも人を傷つけてしまう可能性ががある言葉だということを知りました。その時にぼくはと

ぼくの仲の良かったフランス人の友達は、お父さんと てもおどろいて申し訳ない気持ちになったし、同時に無同じカーリーヘアでした。彼はそれをとても気に入ってい 知はとてもこわいことだと思いました。知らず知らずのたし、とてもすてきな髪だとみんなが思っていました。まうちに人を傷つけてしまう時があるからです。そういうこた別の友達は超未熟児だったため歩くことが不自由で とをなくすためには、ぼくは、広い視野をもって、さまざま知識を身に付けることが大切だと思いました。ぼくたちはみんなそれぞれ違います。背が高い人もいるし背が低い人もいる、運動が得意な人もいるし、運動が苦手な人もいます。その違いを受け入れお互いを理解し合うことが大切だと思います。見た目だけで判断するのはとても残念なことです。ぼくたちには、これからいろいろな人との出会いが待っています。その出会いをいかせるか、無駄にしてしまうかは自分次第です。ぼくは出会いをいかせる人になります。



今回の特集に関するご意見・ご感想は

人権政策課 ☎382-9011 ☎382-2214 ✉ jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp
教育支援課 ☎382-9055 ☎382-9053 ✉ kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

【1月5日号】教育総務課、教育支援課、人権政策課

ひらげよう 人権尊重の輪

外国人学校への支援

教育総務課 ☎382-7617 ☎383-7878 ✉koyoikusomu@city.suzuka.lg.jp
 教育支援課 ☎382-9055 ☎382-9053 ✉koyoikushien@city.suzuka.lg.jp
 人権政策課 ☎382-9011 ☎382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

市内における外国人の人口は、令和5年12月末現在で9,784人(5,002世帯)に上り、総人口に占める割合は約5%となっています。県内では、四日市市、津市に続いて3番目に多く、全国的にみても本市は外国人が多い町です。

日本における外国人の子どもたちについては、国際人権規約などの規定を踏まえ、希望する場合は日本人の子どもたちと同様に公立の小・中学校へ無償で受け入れるなどの措置が講じられています。しかし、子どもや保護者の中には、母国と同様の教育を受けたい・受けさせたいとの希望から、母国の政府が認可した学校で学ぶ子どもたちもいます。

市内でも、外国人学校としてブラジル人学校があり、そこでは多くのブラジル国籍の子どもたちが本国のカリキュラムに基づいて学んでいます。しかし、その教育活動は、本国から教科書を取り寄せて使用するなど、非常に費用がかかり、保護者や学校にとって重い負担となっています。

このことから、教育を受ける権利の保障の一環として、経済的な負担を軽減するため、本市ではその運営費の一部を補助することで支援しています。



2025.1.5 19

【2月5日号】保護課、人権政策課

ひらげよう 人権尊重の輪

「生活保護」制度と人権～どなたにも幸せな生活を送る権利があります～

保 護 課 ☎382-7640 ☎382-7607 ✉hogo@city.suzuka.lg.jp
 人権政策課 ☎382-9011 ☎382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念を具体化した生活保護法に基づいた制度です。

生活保護法は、生活に困窮する方(世帯)に対し、その困窮の程度に応じて、生活費、住宅費、医療費などの必要な給付を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立に向け、その方に合った支援を行うことを目的としています。

このように、この制度は国民の基本的人権のひとつである「生存権」を国が保障するもので、

生活保護法の定める要件を満たす限り、どなたでも平等に利用することができます。

■生活保護の申請は、国民の権利です

私たちの一生の間には、思いがけない病気やけが、失業などのため収入が少なくなったり、その他いろいろな事情によって、自分の力ではどうしても生活できなくなったりすることがあります。そのようなとき、生活を援助し、再び自立できるようお手伝いするのが、この制度です。

生活保護を必要とする可能性は、どなたにもあるものです。生活に困っている方や、制度を利用したい方は、ためらわずにご相談ください。

2025.2.5 19

【3月5日号】教育支援課、人権政策課



差別をなくす実践行動力

教育支援課 ☎382-9055 📠382-9053 ✉koyoikushien@city.suzuka.lg.jp
人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

正しい知識を得ることや思いやりの感性を育むことも大切ですが、人権を守り差別をなくするためには「実践行動」が重要です。その実践行動は大きく二つ考えられます。

一つは生活の中で差別的な言動に出会ったときの行動です。例えば、学校や職場においてハラスメントにつながる事案に遭遇したとき、その場で「それは人権侵害につながる」「差別的発言だ」と指摘し、その行為を止めようとする行動はとても意味のある実践行動です。たとえ、その場で指摘できなくても、「仲間に相談する」「上司に伝える」など、何らかの働きかけをすることも差別をなくす実践行動です。

もう一つは、人権尊重の社会をつくるために社会に働きかける行動です。学校であれば、「人権作文や人権ポスターを作成する」「校内でピンクシャツ運動に取り組む」など、職場や地域であれば、「人権の講演会に参加する」「人権に関わる話題で会話をする」などです。みんなが安心して過ごせる学校や社会をつくるため、差別をなくす仲間を増やし人権尊重の機運を高めていくことはとても重要です。

今一度、自分と人権問題の関わりを見つめ、「自分たちに何ができるか」を考え、人権を守るための実践行動力を高めていきましょう。